

災害時等における資材提供に関する協定書

札幌市管工事業協同組合（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、地震、水害、その他天災地変等の災害（以下「災害」という）の発生により被災した水道施設並びに給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急復旧に要する資材の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生により被災した水道施設等の応急復旧について、甲が乙の協力を得て迅速に実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（供給協力の要請）

第2条 甲は、災害の発生により被災した水道施設等の応急復旧に乙の取り扱う資材が必要であると認めたときは、乙に対して当該資材（以下「資材」という）の優先的な供給について協力を要請することができる。

2 乙は甲の要請に全面的に協力するが、あくまで本協定は乙の供給義務を定めたものではない。

（要請の手続き）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、電話又は書面などの方法により要請することができるものとし、書面以外の方法による場合は、後日速やかに要請内容が明記された書面を乙に提出する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、情報の伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者（連絡網）を定める。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議し決定する。

（適用）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申し出が無い場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後についてもこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 4年 6月 1日

(甲) 札幌市中央区北2条東8丁目86番10号
札幌市管工事業協同組合 ⑩
理事長 佐藤 安 幸

(乙)

⑩